

宜教指第 978 号  
令和 5 年 10 月 6 日

宜野湾市公立幼小中学校  
保護者各位

宜野湾市教育委員会  
教育長 仲村 宗男  
(公印省略)

### 「自転車利用者のヘルメット着用努力義務化」について（周知）

秋晴れの候、日頃より本市学校教育への御理解と御協力を賜り誠に感謝申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、新たに施行された道路交通法（令和 5 年 4 月 1 日）では、「自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならないのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、保護者等の方は、児童や幼児が自転車を運転する際は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません」と規定されております。

警察庁によると、自転車乗用中の交通事故で亡くなられた人は、約 6 割が頭部に致命傷を負っております。また、自転車乗用中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった人の致死率は、着用していた方に比べて 2017 年から 2021 年までの 5 年間の合計で約 2.2 倍高くなっていると報告されています。

以上のことから、宜野湾市教育委員会といたしましても、幼児児童生徒による交通事故の被害を軽減するには、頭部を保護するためのヘルメットを着用することが大変重要であると認識しており、市内公立幼小中学校においては警察をはじめ、地域等のご協力のもと交通安全指導や自転車安全教室等の充実を図ってまいります。

つきましては、保護者及び、関係者の皆様におかれましては、幼児児童生徒が自転車に乗る際はヘルメット着用に努めていただきますよう宜しく願いたします。